

令和元年11月29日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和元年11月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 52 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 53 号 非農地証明申請について

議案第 54 号 農用地利用配分計画（案）について

議案第 55 号 下限面積（別段の面積）の設定について

議案第 56 号 農業委員の辞任について

報告事項

第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

下限面積変更のパンフレットの広報について

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 水場 守信	6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司
9番 今井 満	11番 長迫 秀	12番 本末 満	13番 灰原 松二
14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	16番 土井 光弘	17番 西田 小百合
19番 北村 正次			

欠席委員

10番 上田 勝則 18番 石田 尚則

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 生田委員、2番 横段委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、10番 上田委員、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「農用地利用配分計画（案）」、資料2「下限面積（別段の面積）の設定について」を送付しています。また、本日配布した資料は、資料3「農業委員の辞任について」、下限面積変更のパンフレットです。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇、地目は田、面積は966㎡の第2種農地です。2番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で413㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、1番、2番ともに譲渡人は会社勤め及び高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、54アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。申請地は、きれいに草も刈っており、日当たりも良く、これから稲作をするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、苗代町字狐城〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は476㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、93アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地は、道路に面していて、譲受人の自作地に隣接しており、これから果樹を植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は870㎡の農振農用区域内の農地です。5番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番、地目は畑、面積は807㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、どちらの譲渡人も、高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約16アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。申請地は、隣接しており、これから石地みかんを植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は、許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、下蒲刈町下島字三津祢〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は761㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、申請地に隣接する譲受人の要望により、贈与にて所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約23アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。親族間での贈与で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、宮原村字両方掛〇〇〇〇番、地目は田、面積は251㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、鋼管類50㎡、木材類50㎡を置くための資材置場を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地は、すでに資材置場として利用されていますが、周囲は山林で日陰になっているので、農地よりも資材置場のほうが、有効に利用できると思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は60㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、墓石2基、駐車場1区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一部が墓地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要ですが、墓地、埋葬等に関する法律による許可が必要となり、担当部局に許可申請済みで、担当者より許可見込みとの連絡を受けています。本件の許可については、この墓地の許可にあわせ行うこととしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地は、以前から墓地として利用されているということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は60㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、墓石1基、墓誌1基、駐車場1区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一部が墓地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令につい

ては、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要ですが、墓地、埋葬等に関する法律による許可が必要となり、担当部局に許可申請済みで、担当者より許可見込みとの連絡を受けています。本件の許可については、この墓地の許可にあわせ行うこととしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。先ほどの2番と同様に、以前から墓地として利用されているということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で329㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等は、住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による建築許可が必要となり、担当部局に申請済みで、「宅地造成等規制法」による許可は不要です。本件については、「都市計画法」による建築許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。孫が祖父から申請地を借りて、住宅を建てるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、「都市計画法」の建築許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番〇，地目は田，面積は928㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため，所有権を移転するものです。規模等につきましては，駐車場20区画を整備する計画です。関係法令については，都市計画法による開発許可，及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。申請地は，営農条件のいい農地だと思いますが，譲受人が駐車場として利用するということで，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは，本件は，許可と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は，栃原町字幸向〇〇〇〇番ほか1筆，地目は田，面積は合計で1,492㎡の第2種農地です。転用の目的は，太陽光発電設備として利用するため所有権を移転するものです。規模等は，太陽光パネル288枚，発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については，再生可能エネルギー発電事業計画認定済で，中国電力との電力受給契約については，経済産業省の認定書の写しの提出，確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。申請地は，営農条件のいい農地だと思いますが，譲受人が太陽光発電設備として利用するということで，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,320㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル330枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。申請地は、営農条件のいい農地だと思いますが、譲受人が太陽光発電設備として利用するということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積319㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等につきましては、二階建住宅1棟、駐車場5区画分を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一部が駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、一部が駐車場として利用されていますが、これから住宅を建てるということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第53号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、阿賀町字孫子〇〇〇〇番ほか11筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で3,881㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和40年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。申請地は、すべて山林化しており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

(呉市農林水産課職員入室)

議 長：つぎの、議案第54号につきましては、5番 水場委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、水場委員の退席をお願いします。

(水場委員退席)

議 長：議案第54号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「資料1農用地利用配分計画」について説明します。この議案については、平成26年度から始まりました「農地中間管理事業」に関連するものであるため、初めに事業内容と取組状況について説明させていただきます。事業内容については、農地中間管理事業は、

耕作をすることが難しく農地を貸したい出し手と、規模拡大または効率化を図りたい受け手の情報を公的機関がとりまとめることにより、面的にまとまった形で貸し借りが行われるよう仲介する、農地の貸し借りの仕組みとなります。次に取り組み状況については、広島県では、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構の指定を受け、中間管理事業に関する業務を行っております。この度、議案として提出しております「農用地利用配分計画」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。「農用地利用配分計画」を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。今後、農業委員会からの意見聴取を受けまして、農地中間管理機構と農地の受け手との間で利用権設定を行うための「農用地利用配分計画」を農地中間管理機構が策定の上、県知事に許可を受けることになっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。それでは、内容についてご説明させていただきます。資料2の2枚目から3枚目にございます、各筆明細の表をご覧ください。すでに「農用地利用集積計画」において、所有者から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ利用権の設定を受けている農用地23筆、50,193㎡について借り受け希望がありまして、それぞれ利用権の設定を受けて農地を借りる方となります。また、4枚目には、設定する利用権について、貸す方と借りる方との間で交わされる、具体的な契約内容や取り決め事項が記載しております。なお、この度の「農用地利用配分計画」につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構へ報告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

(水場委員着席，呉市農林水産課職員退室)

議 長：次に、議案第55号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料2 議案第55号 下限面積（別段の面積）の設定について、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定を、「農地法施行規則第17条第1項を

適用し、呉市全域について10アールとする。」また、「農地法施行規則第17条第2項適用し、呉市全域で、(1)呉市空き家バンク実施要綱に基づき、登録された空き家に付随する農地であること及び(2)呉市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領に基づき、空き家の契約にあわせて、上記農地の手続きを行うものであることを満たす場合は、0.1アールとする。」ことについて承認を求めます。なお、この設定は公示の日から施行します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：0.1アール未満の農地は、どうなるのか。

事務局：下限面積未満ですので、農地法上の許可を出すことは出来ません。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、それでは、本件は原案のとおり承認することとし、10年ぶりに変更します。なお、効力発生は、公示の日12月1日の予定です。これまでの皆様のご協力に、心より感謝申し上げます。

議 長：この度、西田委員から辞任の申し出がありました。議案の前に、西田委員よりごあいさつがしたい旨の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。西田委員、お願いします。

西田委員：まずは、突然にこのような議案を上程せざるを得なくなったことを、心よりお詫び申し上げます。私の業務の都合により皆様にご迷惑をおかけすることを大変心苦しく思っています。農業委員（中立委員）として2年と数ヶ月、皆様にご指導いただきまして、特に旧呉市内の現地調査に同行させていただき、現状の農家の悩みや太陽光発電のことなど、いろいろなことを勉強させていただきました。まさに、これからというところでしたが、業務との折り合いがつかず、辞任させていただきたいと思っております。任期をまっとうできないことを重ねてお詫び申し上げますとともに、皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。

議 長：この議題につきましては、17番 西田委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、西田委員の退席をお願いします。

(西田委員退席)

議長 長：それでは、議案第56号「農業委員の辞任について」を議題とします。西田委員より提出されました「辞任願」を事務局に朗読させます。

事務局：(辞任願を朗読)

議長 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 場：なし。

議長 長：ないようですので、本人の意思も固いようで、大変残念ですが、本件は議案のとおり、辞任を同意することについてご異議ありませんか。

議長 場：異議なし。

議長 長：それでは、本件は議案のとおり同意することに決定します。また、本件の辞任については、市長の同意も必要であり、市長の同意を得て決定することとなります。

事務局：現在市長に辞任同意の決裁を上げておりましたが、まだ決裁に至っておりません。市長は、中立委員2名の内1名が欠員になることを心配しておられ、中立委員の役割を重視しておられるようです。欠員が生じた場合、残任期間が短くとも中立委員を欠員補充できないかとも言われておられ、現在協議途中となっております。最終的には任命権者である市長の意向を重視したいと考えていますが、各委員に農業委員会の委員構成に関して、ご意見があれば伺って反映したいと思えます。ご意見があればお願いします。

議長 場：意見なし。

議長 長：西田委員の辞任に関し、農業委員会は同意したことを市長に報告してよろしいですか。

議長 場：異議なし。

議長 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の9ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、9ページから10ページの農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので、ご報告いたします。

議長 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：お手元にお配りした、下限面積変更のパンフレットを、各市民センターに配置し、呉市ホームページ及び市政だよりで、各農家の方々に周知を図ろうと思えます。

議長 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

本末委員：これまで、空き家に付随した農地を求めようとしても、下限面積を満たさないために求

めることができなかつた人は、どうするのか。

事務局：これまでに空き家バンクに登録された方のなかで、付随した農地をお持ちの方については、住宅政策課に情報提供をお願いしています。

議場：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第12回総会は、令和元年12月26日 木曜日 午後3時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和元年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)